

平成21年8月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成21年8月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成21年8月6日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第19号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第20号 平成22年度使用教科用図書の採択について
 - 6 その他
 - (1) 教科用図書の採択に関する陳情書について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第19号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第20号 平成22年度使用教科用図書の採択について
 - 2 その他
 - (1) 教科用図書の採択に関する陳情書について
- 5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 芙美子
中村 ふじ江
田中 庸惠
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	伊籾 惠津子	教育総務部長	原 健二
学校教育部長	山崎 繁	生涯学習部長	田口 修
教育総務部次長	栗原 久則	生涯学習部次長	角来 富美枝
教育政策課長	山田 修一	人事福利担当室長	田米開 豊
就学支援課長	西村 享	教育施設課長	渡邊 静男
義務教育課長	藤間 博之	指導課長	川口 知子

保健体育課長	押田	敏郎	教育センター所長	川添	茂
地域教育課長	浅岡	裕	青少年育成課長	曾根	洋次郎
公民館センター長	堀切	公雄	考古博物館長	石毛	一成
自然博物館長	西	博孝			

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	山田	浩一
〃	主 幹	谷内	弘美
〃	主 任	堀	優子

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成21年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、中村委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第19号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 青少年育成課長

最初に、テレビ等の報道でご承知のことと思いますが、裁判員制度による最初の刑事裁判が、現在、東京地方裁判所で行われ、本日、量刑判断が行われます。本市では、この裁判員制度に対し、市民の負担軽減を図る目的で利用費の無料などの支援を行います。放課後保育クラブは、原則として、小学校の1学年から3学年までの児童が、放課後におきまして保護者の保護を得られない場合に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る事業として、現在実施しております。今回、裁判員制度における裁判員、補充裁判員、裁判員候補者として出頭するに当たりまして、短期間になりますが、もし必要があって放課後保育クラブを利用したいということであれば、利用することができます。今回の議案は、その際の保育料を無料にするための所要の改正を行うものです。放課後保育クラブにおきましては、現在、保育料の免除を生活保護と非課税世帯の2種類としております。このことに、今回の裁判員等として出頭することを理由として放課後保育クラブを利用する場合を加えました。お手元の3ページをご覧ください。現行の規定と改正後の規定でご説明させていただきます。現行の第4条では、生活保護と非課税世帯のことが明記されていますが、改正後は号立てにしまして、(1)生活保護、(2)非課税世帯、(3)裁判員制度とわかりやすくいたしました。同じく3ページですが、一番下の第3項「前2項」を改正後は「前項」に改正してあります。この改正は、今回の裁判員制度のこととは関係ありません。条文の整備でございます。続きまして、4ページでございますが、第5条におきまして、免除する場合の申請のときの必要な書類が書かれていましたが、改正後におきまして、今回の裁判員制度で免除の場合の必要書類を簡易な書類としてわかりやすく明示したものです。最後ですが、第5条の2は、単純に2項がふえましたので、第3項を入れまして、表現を「前項」から「前2項」と改正したものです。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

保育クラブは、社会福祉協議会との関係はどうなっているのですか。

○ 青少年育成課長

保育クラブにつきましては、最初は直営でやっておりましたが、その後、業務委託にしまして、平成18年度から指定管理者として社会福祉協議会に運営をお願いしております。18年、19年、20年が第1期の指定管理ですが、今回、21年、22年、23年と第2期の指定管理となっております。

○ 吉岡委員

そういう場合に、今のことはここで討議することなのですか。

○ 青少年育成課長

放課後保育クラブの運営につきましては、市の役割分担と指定管理者としての役割分担と大きく2つに分かれています。指定管理者の社会福祉協議会の役割としては、現場の実際の保育クラブの運営、具体的には指導員の採用とか、指導員の配置とか、あるいは児童の事故とかの対応など、実際の運営をしております。市は入所の決定と保育料の徴収をしております。今回、保育料の免除ですので、これは市のほうの役割分担となります。

○ 吉岡委員

わかりました。

○ 宇田川委員長

私も1つお聞きしたいのですが、期間は選任されてからいつまでとか、どこからどこまでが免除の対象期間なののでしょうか。

○ 青少年育成課長

事件によりまして出頭する日にちがまちまちです。今回の東京地方裁判所の件は、私の記憶ですと4日か5日かかっているようですが、お手元の資料に書いてありますように、7割は延べ3回以内で終了となっております。今の質問に対するお答えは、出頭する日です。4日であれば4日間分の保育料が無料となります。

○ 宇田川委員長

その4日分というと、1日1日で決まるわけですか。例えば裁判員に選任されると、それから結審までとか、その期間が免除になるということではないのですか。

○ 青少年育成課長

実際に出頭した日は子供を保護できませんので、その日を1日としてとらえています。出頭しない日はご自分で保護できるわけですから、放課後保育クラブに預ける必要はないので、逆に言えば、預ける日は無料で預けることができると考えていただいたほうがわかりやすいかと思います。

○ 宇田川委員長

わかりました。他に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。

す。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)教科用図書の採択に関する陳情書について説明してください。

○ 指導課長

教科用図書の採択に関する陳情書の提出がありましたので、この場で配付させていただきました。後ほどごらんください。よろしく願います。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に追加議案が1件出されております。議案第20号 平成22年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。なお、本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。それでは、暫時休憩の後、引き続き議事に入りますが、委員の皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、会議規則第10条の規定により、指定する者以外は退席することとなりますので、教育次長、各部の部長、次長、指導課長、教育政策課長以外は退席してください。それでは、暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

○ 宇田川委員長

それでは、議事を再開いたします。議案第20号 平成22年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

提案理由といたしましては、公立学校の教科用図書の採択権限は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に定められており、市町村教育委員会にございます。したがって、平成22年度に使用する小中学校の教科用図書及び特別支援学校並びに小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について採択する必要がございます。なお、児童生徒が使用

する教科書につきましては、市川市、浦安市の2市で構成する葛南西部採択地区協議会で同一の教科用図書を採択することとなっております。本日までに両市による採択地区協議会が、7月6日、8月3日と2回開催され、本市からは田中教育長、五十嵐教育委員、松永校長会連絡協議会会長、山田特別支援教育研究連盟理事長、齋藤市川市PTA連絡協議会会長と私の6名が協議会委員として出席いたしました。初めに、平成22年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、昨年度採択が行われたことによりまして、無償措置法第14条により、平成21年度と同一の教科用図書を選定することといたしました。また、平成22年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、「社会 歴史的分野」以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがなかったことから、これ以外の種目につきましては、平成21年度と同一の教科用図書を選定することといたしました。平成22年度に小中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する学校教育法附則第9条の定めによる一般図書につきましては、毎年度異なる図書を採択することができるとされております。したがって、本年度の実質的な協議・選定は「中学校社会 歴史的分野」の教科用図書及び学校教育法附則第9条の定めによる一般図書について行いました。「中学校社会 歴史的分野」及び附則第9条の定めによる一般図書につきましては、8月3日の第2回採択地区協議会において、市川市、浦安市、計6名の研究調査員から調査結果の報告を受けた後、市川市、浦安市の2市に分かれ、選定について慎重に協議いたしました。その後、2市の結果が報告され、「社会 歴史的分野」は東京書籍を選定、また、附則第9条の定めによる一般図書はすべて一括選定と2市の結果が一致しましたことにより、葛南西部採択地区協議会といたしましては、お手元に配付いたしました資料の表1から3のとおり選定されました。これにより、市川市教育委員会におきましても議決いただきたく提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

さきほど陳情書が出されましたけれども、例えばここで誤りが多いと書いてあっても、具体的にはどこがおかしいのか、これだけではわかりませんよね。陳情書にはその理由などが書いてあるものはあるのですか。歴史の解釈によって違っている部分もあるわけだから、多分その辺りは議論になってしまうと思うのです。

○ 五十嵐委員

採択のときも、社会科の教科書はどこも表記としては似たような表記でした。9冊ありまして、説明をしていただいて、どこも多種多様な方面から指導内容が組まれていて、見比べて、どこも判断しにくいというのが実際でし

た。昨年、この場で東京書籍がいいのではないかということでしたが、概要ではどこもそんなに極端な違いはあらわれてなく、コラムとか、自由社や扶桑社は神話に基づくとか、女性をクローズアップしたりとかはありましたが、それほど偏っているという表記ではなかったと思います。もちろん調査員が公正な公平な立場で意見を言うてくださっているのです、どこも見劣りせず選定がされました。

○ 吉岡委員

気になったのは、陳情書が出たときに、ただ誤りが多いと書いてあっても、どういう点が違うのかは陳情書の内容としてわからないということです。

○ 学校教育部長

正確ではないかもしれませんが、国の検定作業が行われるときに、教科調査官が調査して、最終的に誤字脱字も含めてチェックをしているようですので、調査官のほうで検定意見を付して合否を決めるのがルールのようなのです。何か所誤りがあったかということも検定意見として出されておりますので、そういうところから引いて、どれだけの数のチェックがなされていて、こういう検定意見がついているというところで、陳情の方々は、そこを引用して文書をつくっていると思われます。ですから、検定の結果については公開されていますので、陳情の方々も、そこを見て確認しており、記述していることに間違いはないと思われます。ただ、こういうものを提出するときに、あわせてそのような資料を添付することはないのが通常になっております。

○ 吉岡委員

それはホームページを見れば全部書いてあるわけですね。

○ 学校教育部長

公開はされております。

○ 吉岡委員

わかりました。陳情者は、それを見たものとして、こういうのを出しているということですね。

○ 学校教育部長

そのような扱いと考えております。

○ 吉岡委員

わかりました。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。これをもち

まして、平成21年8月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時34分閉会)

署名委員

委員長 宇田川進

委員 吉岡博之

委員 中村ふじ江